

第1回 府中市官製談合再発防止対策契約制度検証等委員会（要旨）

[日 時] 令和2年11月9日（月） 午後1時10分～午後3時40分

[場 所] 府中市役所 東庁舎 市長公室

[出席者] 委 員（五十音順・敬称略）

猪股 弘貴、川口 克巳、花岡 武

事務局等

高野市長、矢部行政管理部長、大沢新庁舎建設推進室長、小林建築
施設課長、田中契約課長、菅野工事契約係長、小早川物品契約係長

[会議経過]

1 開 会 契約課長の司会により開会。

2 委員紹介 各委員紹介（五十音順）。

3 事務局紹介 職員自己紹介。

4 委嘱状交付 各委員に委嘱状を交付。

5 市長挨拶 市長より挨拶。

6 委員長・副委員長選出

司会から、委員長を委員の互選により選任する旨の説明を
行う。

委員長に川口委員を推薦する声あり。（全員賛成）

委員長が、副委員長に猪股委員を指名。

7 諮 問 市長が諮問文を朗読し、委員長に渡す。

（市長退席）

—————以降の議事進行は、委員長により進められる。—————

8 議 題

(1) 会議の公開について

事務局（契約課長）より、府中市情報公開条例の規定に基づき本委員
会の会議の公開及び会議録の公表について説明があった。委員長が事務
局の説明を受け各委員に意見を求め、会議については原則公開（審議内
容によっては非公開）、会議録については要旨を公開することとなった。

(2) 現行の契約制度の検証について

事務局（契約課長）より資料説明があった。

<各委員からの質問等>

「質疑・意見等（要旨）」参照

(3) その他

事務局（契約課長）より、報酬支払に関する書類提出について説明があった。

質疑・意見等（要旨） ※進行順

1 資料説明への質問について

- (委員) 官製談合事件について、議員と職員との関係に関する事で分かっていることがあれば教えてください。
- (事務局) 公判での職員の証言の中には、何度か議員から働きかけがあったという発言があったようです。それがどのような力関係が働いていたのかについては確認できておりません。
- (委員) どういう風に働きかけるものなのでしょう。
- (事務局) 職員の証言によりますと、電話等で聞かれたとの発言があったとのこと。
- (委員) 何か圧力みたいなものはあったのですか。
- (事務局) 圧力があったかどうかにつきましては、公判の結果が出ておりませんので、これから結果を注視していきたいと思えます。
- (委員) 公判が終わらなければ分からないとは思いますが、最低制限価格を議員に教えることに職員にはどのようなメリットがあるのですか。
- (事務局) 推測の域は出ないが、入札不調が4回続いたとのことで、事業を円滑に進めたいということが証言の中ではありましたので、おそらくは議員に伝えることによって、何らかの対応をしていただけたと考えて動いたものと思えます。
- (委員) 金銭の授受はあったのですか。
- (事務局) 浅間町1丁目地内道路新設工事の案件については、金銭的な授受は確認されておりません。ただし、もう1件の四谷さくら公園の案件については、議員が業者から見返りを受けているということで、あっせん収賄罪に問われております。
- (委員) 議員にはお金が回ったけれども、職員にはお金が回らなかったということですか。
- (事務局) 立件されておりませんので、回っていないと思えます。
- (委員) 立件はされていないとのことですが、物質的な提供は受けていないと考えてよろしいのでしょうか。
- (事務局) 公判の中でも全く出ておりませんでしたので、それはないものと思えます。
- (委員) 事業が円滑に行かなかったから、善意で話に乗ってしまったというようなことですが、そうすると対策の立て方が違ってくると思うんですよね。単なる利益目的で職員が議員に近づき、ある面では誤った考え方ではありますが、これは失礼な言い方かもしれませんが、市に

良かれとしてそのような行為に出たという面も見られるということは確かなことだと理解してよろしいのでしょうか。

(事務局) 平成28年度に4回の入札不調が続いたという証言があり、そのことを示す事実として、府中駅前通り改良工事においてなかなか業者が決まらず苦労したということがありました。また、事件の対象となった浅間町1丁目の工事につきましては、オリンピックのロードレースの観客用スペースを確保するもので、四谷さくら公園につきましては、地元から防災面ですとか非常に高く望まれている声があったため、それに迅速にお答えしたいということが考えられます。

(委員) 新聞記事に、逮捕された市の幹部の発言について、「東京オリンピックによる工事価格の高騰で落札しないケースが多く、工事が順調に進まないことを危惧した」と市の調査に回答したことが市への取材で分かりましたとあります。捜査機関においても、その点は捜査を行っていると思いますが、市側が一番よく分かっていると思いますので、ぜひ裏付けをお願いしたいと思います。

(事務局) 契約部署として把握していることとしては、オリンピックを契機に開発などの事業も増えて、一部の部材や技術者等の人材が不足しているという状況がございまして、土木課発注の工事につきましても、土木工事ではありませんが駅前のペDESTリアンデッキの工事でなかなか事業者が決まらなかったということがございました。それについては鉄骨なども使っておりましたので、オリンピックの影響といったものはあったものと考えております。ただ、当該工事についてはそういった部材を使用するものではないので、この工事についてはそういう影響を受けるものではないと考えております。

(委員) 価格が高騰するのであれば、できるだけ実勢価格と予定価格の乖離を少なくする必要があると思います。そのあたりも検討課題かと思えます。

(委員) 一般競争入札に条件付きとありますが、どういう条件を付けているのでしょうか。

また、市内業者優先という点について、ここが一つの大きな検討課題だと思いますが、府中市における市内業者優先という面での特色について教えてください。

(事務局) 条件付き一般競争入札については、ほとんどの自治体が条件を付けていると思います。と言いますのも、単純な一般競争で行いますと、施工に必要な建設許可業種を持っていない事業者が入ってくることもございます。また、経営事項審査の評点による格付けで、工事の条

件を設定する場合がございます。

市内優先につきましては、府中市の場合は指名競争入札とは言っておりますが、経営事項審査の評点を基準といたしまして、工事案件の対象ランクを設定した上で希望を募るといった形の指名競争入札を行っております。

なお、概ね、市内に本店を有する業者のみで募っていることが多くございます。

他市の状況については、市内に本店を有する事業者に絞って募集を行っている例もございますが、市外の業者も含めた形で募集を行っている自治体もございまして、個々の案件で対応しているものもございます。

(委員) 四谷さくら公園と浅間町の道路新設工事はどのように入札を行いましたか。

(事務局) 公募型指名競争入札です。

(委員) 市で別途検証委員会が開催されているのでしょうか。

(事務局) 進め方としまして、庁内で検討委員会を組織しており、その中で関係課長で組織する作業部会を設置し、契約制度全般について不正行為を生じさせているような課題を洗い出ししております。それを検討委員会に報告いたしまして、検討委員会で契約制度については事件の全容が分からないまでも不正行為を防止するための対策は検討できるのではないかとこのところ、部会で意見が挙がったものについて、こういった点に留意して、契約制度を検討してくださいといったことで行政管理部に指示が来たものでございます。

2 入札不調が続く契約制度の検証、工事等の発注方法について

(委員) 庁内の検討委員会での審議内容について教えてください。

(事務局) 検討委員会で示された取組方針の3つの視点に関して、「入札不調が続く状況を踏まえた契約制度の検証」につきましては、事件が起きた動機として不調が続いたとの職員の発言があったことから、これが課題であろうと考えたものでございます。また、実際不調が続いていることは契約課も把握しておりまして、府中駅前通りの案件につきましては、交通の要衝であることから、関係する交通事業者や警察などとの調整にかなり負担がかかる工事でありました。また、再開発の事業に合わせて進めなければならなかったことから、施工条件も厳しかったものと捉えております。

そのほか、繰り返し不調が起きる案件としましては、施設で居なが

ら工事を行うものや施工場所が細分化された工事、例えば歩道の植樹帯をひとつひとつ直していくような手間ばかりかかるようなものは、業者としては敬遠しがちと捉えております。なので、参加する業者も少なかったり、応募があっても実際には応札がないということがございます。応札がなかった理由としましては、技術者が配置できなかったというのが多くございます。設計・積算につきましては、市が安い価格で積算しているというわけではなく、不調が続いた後でも、設計通りの価格で落札していることもございます。

(委員) 市外業者をもっと広く募れば、不調がある程度解消される可能性もありますよね。

(事務局) ご指摘のとおりでございます。やはり対象業者を広げるということは、方策としてあるのかなと考えております。ただ、現状では、不調に伴って2回目、3回目と公募する際には市外業者を含め対象業者を変えて募集を行っておりますが、それでも集まりが悪い状況がございますので、ただ単純に対象を広げることが良いのかというところがございます。

(委員) 府中市内の業者数が少ないというわけではないですよ。

(事務局) 府中市が発注する工事の数は割とありますので、比較的業者が多い方ではないかなと考えております。ただ、市に登録のある業者でも都の工事を中心にする業者もございますので、参加する業者と登録している業者が必ずしも比例しているわけではないものと考えております。

(委員) 市内業者優先の原則は大きなポイントであると思います。対象業者を広げたくないという気持ちも非常に分かるのですけれども、今回はここをきちっとしておかないといけないと思うのですが、簡単には市外業者まで広げる、場合によっては神奈川県業者でもいいわけですよ。そこはかなり難しいものですか。

また、当然他市でも行われていると理解してよろしいのでしょうか。

(事務局) 市内業者優先の考え方のうち、重要なことと捉えているのは、災害時や公共施設の保全を図っていくというものがあると思います。一つの案件で価格競争で終わってしまえばそれはそれで良いのですが、将来的に施設を保全することになりますと、他地域からすぐ駆けつけていただけるのかと、そういった問題も課題としてあるものと考えております。業界も人手不足なので、一定の担い手として確保していかなければならないというところが、市内業者優先の考え方に

ございます。ご指摘のとおり、市内業者が自分たちで受注できると考えていらっしゃいますと、技術力の向上などが伴わなくなってまいりますので、一定程度そういったところは必要なものではないかなと思っております。

(委員) 市内業者というのは、市に本店があるということで良いですか。

(事務局) 市内業者と市内に支店等がある準市内業者に区別しております。案件によって、市内事業者が多くない場合に、準市内業者、多摩地域に本店がある業者、都内に本店がある業者といった形で枠を広げるといった対応を行っております。

しかしながら、市内業者はそれなりに数がございますので、市内業者で行う競争が中心となってしまっているというところがございます。

(委員) 準市内業者に対しても市内業者と同様に入札がありますよという連絡は当然していると考えてよろしいのでしょうか。

(事務局) 公募の条件を選定する際に、ある程度手が挙がるように対象となる業者数を検討します。その際に、ある程度の参加者が望める場合には、市内業者だけを対象にしています。ほとんどの入札はそういった取扱いで、業者数が不足する場合や1回不調になって再度入札を行う場合に準市内業者や多摩地域の業者を加えていくようになりますので、1回目については市内に本店がある業者だけということになっております。

(委員) 市内業者優先に配慮しつつも工事内容や規模に応じて市外業者が参加できる入札の検討が課題であるとされていますが、市ではどのような検討をされているのでしょうか。

(事務局) 府中市では試行的にしか実施しておりませんでした総合評価方式、価格競争だけでなく技術力を評価した上で、それを加えて落札者を決定するという入札方法を各自治体が採用しております。こちらについては、評価する基準の中に、市内業者ですとか地域防災への協力といったところを現在、試行の要領の中に含めておりますので、そういった中で市内業者に対して、ある程度優遇ではないですけど、評価するという視点もございますので、そのあたりも検討をしております。

(委員) 市内業者優先の根拠について教えてください。

(事務局) 多くの自治体が発注方針や指名基準といったところを示しているところがございますので、府中市でも指名基準として優先して指名していく考えは整理しております。方針として策定しているわけでは

ありませんが、ホームページ等で地域業者を優先するという市の考え方は示しております。

(委員) 市内業者であるから議員と癒着するわけですよね。市内業者でさえなければ何も問題ないのではないかという疑問はあることはあります。しかしながら、先ほどの説明からするとなかなかそうはいかない。市全体の方針としても、市内業者を育成する必要があるのでしょうかから、市内業者優先を原則とした上で考えることになるのは、やむを得ないかもしれません。

(委員) 国の法律では、原則、一般競争入札にしなければという規定があるのみですよね。市の産業育成という面もあるでしょうし、業者を保護したいという観点から、心情的には分からなくもないんですよね。しかし、これをやりすぎれば今回のような事件が起きるし。

規則にも市内優先とあるのですか。

(事務局) 指名基準ですから、内規になります。

(委員) ここがポイントですよね。今後どう交通整理していくか。一方で市内業者を保護育成する必要があると思いますし、これは政策論として否定はしないのですが。

先ほど、一定程度なぜこの原則をとらなければいけないのかということについてはご説明を受けましたけれども、ある程度は反論もできる点もあるんですよね。

(委員) 例えば、災害と言っても、市外から来てもらってメンテナンスしてもらえばいいわけですから、少なくとも支店があれば情報は常に入ってきますから。その点も考えて。一定程度市外業者に拡大したとしても、可能だと、どうなのでしょう。このあたりが具体的にどうするのか教えてください。

(事務局) 広範囲で災害が発生したりしますと地元の業者が頼りになるというところがございます。また地方などでは業者数が不足しております。通常施設の維持というところについても苦労しているというところがございます。ただ、いまの業者の数からしますと、それなりの競争をできる環境を整えても良いのではないかとこのところではございますので、どこまでどう広げるかということが課題であると考えております。

総合評価方式の採用や一般競争入札の対象を今の予定価格7億円以上からもう少し金額を下げるなど、考えなければいけないと思っております。

(委員) 官製談合を防止する方策として、誰でもが一番初めに思いつくのは、

一般競争にすればいいじゃないかということかなと思います。法律上は、一般競争が原則とされているからです。そこをしっかりと検討すべきです。すべて一般競争入札にするのは、無理としても、せめて7億という基準を近隣市並みに引き下げるということは、検討した方がいいと思います。この委員会で検討している契約制度見直し案については、議会に報告するでしょうから、当然予想される、全面的に一般競争にすべきだという主張に対し、一般競争のメリットとデメリットや、一般競争にする場合の経費や事務量等の負担増を含め、きちんと説明できるよう、相当入念に準備する必要があると思います。

そのことに関してですが、契約事務規則の中に、東京電子自治体共同運営協議会というものがあります。この協議会に参加している他の構成自治体が行った資格審査の結果を、府中市で行った資格審査の結果とみなすという条文があるようです。これを使うことによって、一定程度、一般競争入札とする場合の事務量は、省けるのではないかと思います。どうですか。

(事務局) その協議会につきましては、都内の自治体が集まりまして電子入札を導入するために作られたものでございます。それまで各市が独自で指名参加願いと申しまして指名競争を受ける際の登録の手続、これを一本化しようということで、電子サービスを通じて登録をします。その際、複数の自治体に申請される業者さんが多数ございますので、業者さんごとに審査自治体を決めまして、登録していただいているところでございます。府中市に申請していただいた業者さんを府中市の指名参加願いが出されたものとして府中市の業者として処理をしておりますので、一般競争入札につきましても条件を付けるかどうかということになりますが、審査についてはあらかじめ電子自治体の資格審査ができていますということで、参加の資格を確認するということは、事務の負担はないものと考えております。

(委員) 要するに、この協議会制度は、現実に機能しているということですね。

(事務局) はい。そうですね。

(委員) ただそれにしても一般競争と指名競争を比較すると、事務量が格段に違うでしょうし、経費もすごくかかると申しますので、そのあたりを具体的に数字で出すべきだと思います。

(事務局) 契約手続に関する日数については、公募型指名競争入札はその条件設定と申出のあった業者を指名する会議、指名業者審査委員会に2回諮ることになりますが、条件付き一般競争入札については、条件設

定の際に指名業者審査委員会に諮りますが、その後資格があるものについてはそのまま参加していただくこととなりますので、その分期間が短くなったり、事務負担についてはさほど差はないものと考えております。また、予算的にも経費が増えたりするものではないと考えております。

(委員) やはり7億円というのは少し高すぎませんか。それで市内業者優先しているわけでしょう。他市の状況を見ても府中市が一番高いということで、これはいくら何でもご検討願いたいと思います。1億5,000万円くらいまでなら納得できますが、一般市民の人がこれ知ったら、どこまで一般市民の人が知っているかどうか分かりませんが、ちょっと納得しないんじゃないかなと。これ内規で決まっているわけですよ。ここはやっぱり検討してもらいたいという風な、これからどういう風にこの委員会の意見を書いていくのか分かりませんが、ここは具体的に書いても。市内業者も優先しなければいけませんから、全くこれを完全に一般競争入札にするというのも不可能な議論なわけですけども、額がね、ここは検討してもらいたいです。

(委員) 資料は26市の状況しか書かれていないが、都内26市だけで見るというのもどうかと、もう少し広げてみて、また東京都の基準はどうなっているのかということも気になるんですね。

(委員) その点については、私は26市のみで良いと思います。都区内というのは全然環境が違って、統計見る場合、やっぱり同業他社、同じような環境、同じような状況で比較しないと意味がなくなっちゃうんですよ。単にサンプルを多く、母数を取ればいいというものではなくて、同じような環境のところの平均を取ることに意味があるわけです。なので26市というのは逆に良いと思います。

7億というのがどれくらいの物件があるのか分からないのですが、グリーンプラザはいくらぐらいですか。いま工事してますよね。

(事務局) そちらは民間活用ですので。市発注工事の近年の例ですと、給食センターを建て直したのですが、それは一般競争で行っています。

これは建物と設備を分ける分離発注をしておりますが、いずれも一般競争という形になっておりますので、それくらいの規模にならないと対象にならないところでございます。

(委員) 7億という基準は当然下げるべきだというのは、3人の一致した意見だと思いますが、ただ今回問題になっているのは公募型指名競争入札の範囲内で2件問題になっているわけですよ。これを防止できたりすればそのあたりまで下げないとだめということになってし

まいますよね。市の方でも、ここを下げるという検討をされていると思いますが、どのような数字が出ているのでしょうか。

(事務局) 単なる価格競争だけでなく総合評価というところも検討しておりますので、いま議決が必要な工事が1億5,000万円以上として位置付けしておりますので、そういったところでまずは段階的に採用していくものかなと考えております。委員の皆様からそれ以上というご意見がありましたら、またさらに検討させていただきと思っております。

(委員) 非常に良いと思います。1億5,000万円というのはやはり市民が聞いても納得いく数字であるし。

3 適切な事業スケジュール及び契約スケジュールの検証

(事務局) 公募型指名競争入札を再度、条件を変えて行うことになると、1年半程度期間がさらにかかってしまう状況です。以前はそういった形で同じ公募型指名競争入札を繰り返すということを行ってきたのですが、ここ最近では市外業者に条件を広げても申込みが難しいなといったときに、もう少し簡易な入札方法に切り替えて行っているような例もございます。今後この運用が増えてまいりますと、公平性といったことについて問題が出てきてまいりますので、課題にはなっているのですが、今回、事業スケジュールに合わせて工事を施工しなければいけないということがございましたので、何か良いお知恵があればということで、課題として挙げさせていただいたところでございます。

(委員) ここに一般競争入札の基準を下げていけば、自然にやっぱり入札不調というのが減ってくると思うんですね。なので、一般競争入札を増やすことがそのままスケジュールの方もうまくいくことにつながっていくものと考えます。

(委員) 契約手続に48日間かかるということですが、まず予定価格が決めて48日かかるということでしょうか。

(事務局) はい。しかしながら、工事の案件が多い中で、これが正しいやり方がどうかということもあるのですが、概算額でとりあえず公告だけは進めてしまおうということで運用している状況です。そういった面で期間の短縮には努めているところではありますが、どうしても入札に参加する業者が積算に必要な期間というのを設けなければいけませんので、できる限りその中で良い方法がないものかと、いま答えが出てこないところですが、スケジュールといったところも課題

として挙げられたため、こういった状況にあるかだけお示しさせていただきますところでございます。

(委員) 業者はいろいろな方法で積算するのでしょうか、できるだけ発注の直前に、初めて予定価格を決めるということは可能なのでしょうか。

(事務局) 工事の設計につきましては、起工課で決定し、その設計価格イコール予定価格となります。国では開札直前に予定価格を入れる対策などを示してはいますけれども、実務においては電子入札を行う際に事前に予定価格を入力しなければいけないこともございますので、実務的ではないのかなと思っております。また、契約担当課として、予定価格が直前になったとしても、起工課ではあらかじめ積算をしているということになりますので、そちらから今回漏れてしまったということになりますと、職員にそうさせないような仕組みというのが必要なのかなと考えております。

(委員) 私が気になるのは議員との関係なんです。両方の事件を見ますと、市の職員の方が単独でできているわけではなくて、両方とも市の議員が関わっているわけですね。ここのあたりの検討はされていないのでしょうか。

(事務局) 庁内の検討委員会では、行政課題の洗い出しとしまして、一つは契約制度についての課題と、残りの二つとして、職員や組織のコンプライアンス、利害関係者との関わり方といったところで整理しております。そちらにつきましては、これから結審されまして、事件の全容が分かった段階で、詳細について再度検討しましょうということになっております。議員が関与した中で、何か契約制度でできることがないかということで、検討しております。談合情報の対応手引きを整理し、外部の方から何かしら工事の発注前に情報を職員が聞かれた場合に、そういった情報をいままで収集してなかったのですが、談合の対応と同じように情報収集した上で、未然に防ぐといった対応が取れるのではないかなと考えております。そのため、契約制度でもできる限りのことをしていきたいと思っております。

(委員) 府中市議会ではどのような対応をしているのでしょうか。

(事務局) 今回事件に関わりのあった2名の議員は辞職をされております。

しかしながら議員としましても、議会として特別委員会を設置しております。倫理規定といったものを設けるかどうかの審議を行っているところでございます。

(委員) そこに我々としてはぜひやってくださいという形で意見を書いて

はいけないものでしょうか。

(事務局) 本委員会では契約制度について検証するというものでございますので、何かしらの意見を書くこと自体はできなくはないかなというところでございますが、それについて再発防止策としてうちが示すものはございませんので、そういった中でご検討いただければと思います。

(委員) 契約制度等ですからね。ある程度幅はあるのかなという気がしますので、一言言ってもいいのかなと、もう少しちゃんとしなよと。

業者に対する厳罰化について、これは私はやるべきことだと思います。不正を防止する意味で、それはぜひお願いしたいと思います。

(委員) 契約制度の検証の枠内であれば、いくらでも検討は可能ですが、市長部局から議会に対し、指示命令することはできません。議会には自律権というものがあるからです。議会は、議会で、市民の負託に応えるべく、自分たちでちゃんとやるべきだというのが法の建前です。そこを盛り込むのであれば、議会の自律権を尊重する前提に立ち、例えば、「議会も特別委員会を設けて倫理面等を検討中であると聞知しているが、有意義なことと評価したい。」とでもする位ではないかと思えます。

(委員) 執行機関の側から言えば、議員との接触ですね、そこを断つということは現実的には不可能なのでしょうか。双方お互い様ということもありますでしょうし。

(事務局) その点につきましても、検討委員会では別の検討として整理しておりますので、契約制度以外で今後、検討していく課題とはなっております。

(委員) 難しい問題ですね。やっぱりお互い様というところがあって、あまりにも離れすぎると意思疎通もなければいけないところも確かにありますから。

(委員) 変動型最低制限価格制度というものを採用している自治体があるとのことで、これが採用されれば、再発防止のため大変有益と思いますが、事務量の負担もあるでしょう。これを取り入れる余地はあるのでしょうか。

(事務局) 現在、26市の中では立川市のみ採用しております。これは一定の予定価格と最低価格の枠の中で採用があったものに対して、要は実勢価格を採用して最低制限価格を割り出そうというものですので、入札価格に左右されて決まるということなのですが、採用する自治体も多いのですが、山口市でこの制度を採用したところ、業者が偶然

によって決まってしまうということで、見直したということがございます。頑張っている業者さんが左右されるということがどうなのかなというところが課題ではございます。

(委員) 実現できればいいんですけどね。検討の価値はありますね。できればもう少し調べてもらって、当委員会の意見の中に入れられるかどうか検討してもらいたいと思います。

4 その他

(事務局) 他の自治体の中で、第三者が入札を監視する仕組みを取り入れている自治体がございます。指名基準や入札結果がどうなったのかを報告しまして、そのご意見をいただく、入札制度を監視していただくといった取組でございます。また、談合情報につきましても、実際に調査となりますと、調査機関が行うことですので難しいのですが、そういった視点を取り入れて、業者のほうにも緊張感を持っていただければなというところで考えておりますので、何かご意見がございましたらいただきたいと思っております。

(委員) これはやっぱり入れてほしいですね。もう少し検討した上でなければ単純にはいきませんが、業者決定について緊張感を持つということで、あったほうが良いと思いますので、今後の検討次第では、委員会の意見として入れた方が良く思っております。